介護保険課

1 改正の理由

- (1) 前橋市第9期介護保険事業計画(令和6年度~令和8年度)に基づき、第1号被保険者(65歳以上の被保険者)に係る介護保険料の額等を改定する。
- (2) 介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 令和6年度から令和8年度までの介護保険料の区分及び額は、次のとおりとする。

(年額)

区分	現 行	改正室	改定幅
区 分 ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 生活保護受給者 (イ) 本人が老齢福祉年金を受給し ていて、かつ、世帯全員が市町 村民税非課税である者 (ウ) 本人を含む世帯全員が市町村 民税非課税で、本人の合計所得 金額と年金収入額を合計した額 が80万円以下の者	現 18,500円 (33,300円)	改正案 21,200円 (34,400円)	改定幅 2,700円 (1,100円)
イ 本人を含む世帯全員が市町村民 税非課税で、ア以外の者のうち、 本人の合計所得金額と年金収入額 を合計した額が120万円以下の もの	33, 300円 (51, 800円)	37, 100円 (52, 600円)	3,800円 (800円)
ウ 本人を含む世帯全員が市町村民 税非課税で、ア及びイ以外の者	51,800円 (55,500円)	53,000円 (53,400円)	1,200円 (△2,100円)
エ 本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税 されている者を含む者のうち、本	64, 700円	68, 100円	3, 400円

人の合計所得金額と年金収入額を			
合計した額が80万円以下のもの			
オ 本人が市町村民税非課税で、か			
つ、世帯の中に市町村民税を課税	54 000 H	77 400 H	2 400 🖽
されている者を含む者のうち、エ	74,000円	77, 400円	3, 400円
以外のもの			
カ 本人が市町村民税を課税されて			
いて、かつ、合計所得金額が12	83,200円	89,700円	6,500円
0万円未満の者			
キ 本人が市町村民税を課税されて			
いて、かつ、合計所得金額が12	92,500円	99,800円	7,300円
0万円以上210万円未満の者			
ク 本人が市町村民税を課税されて			
いて、かつ、合計所得金額が21	103,600円	116,100円	12,500円
0万円以上320万円未満の者			
ケ 本人が市町村民税を課税されて			
いて、かつ、合計所得金額が32	111,000円		20,500円
0万円以上400万円未満の者		191 500⊞	
コ 本人が市町村民税を課税されて		131,500円	
いて、かつ、合計所得金額が40			2,000円
0万円以上420万円未満の者			
サ 本人が市町村民税を課税されて			
いて、かつ、合計所得金額が42		150,900円	21,400円
0万円以上520万円未満の者	129, 500円		
シ 本人が市町村民税を課税されて	129, 500[]		
いて、かつ、合計所得金額が52		166,400円	36,900円
0万円以上620万円未満の者			
ス 本人が市町村民税を課税されて			
いて、かつ、合計所得金額が62			52, 300円
0万円以上700万円未満の者		181,800円	
セ 本人が市町村民税を課税されて		101,000 7	
いて、かつ、合計所得金額が70			33,800円
0万円以上720万円未満の者	148,000円		
ソ 本人が市町村民税を課税されて	140,000[]		

いて、かつ、合計所得金額が72 0万円以上1,000万円未満の 者	197, 300円	49, 300円
タ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の者	208, 900円	60, 900円
チ 本人が市町村民税を課税されて いて、かつ、合計所得金額が2, 000万円以上の者	220, 500円	72, 500円

※括弧書は、公費負担による減額賦課前の額

(2) 介護保険法施行令で定める第1号被保険者に係る介護保険料率の算定に関する 基準の区分が、9区分から13区分に見直されることに伴い、引用条項を改め る。

3 施行期日

令和6年4月1日